

介護保険被保険者が行方不明になっ た際の取り扱い

資格喪失の手続きと、保険料の「減免・返還」について



背景と実務上の課題

【原則】

住民票が消除されるまで、被保険者資格は継続する。



【課題】

手続きが長期化し、残された家族に保険料の負担がかかり続ける。



対応の2つの柱：全体の流れ



**【一時対応】 保険料の減免
(家族の負担軽減)**

**【事後処理】 保険料の返還
(失踪宣告等の確定後)**

ステップ1：保険料の「減免」

住民票の消除を待たずに対応可能。

行方不明者に係る介護保険料は、「全額免除」として差し支えない。



減免申請に必要な確認書類

以下の【いずれか】の添付を求めることが考えられます：



行方不明者届受理証明



年金支給停止証明

ステップ2：保険料の「返還」の原則

失踪宣告等により、
過去に遡って死亡した
とみなされた場合…

死亡したとみなされる
日の翌日以降の
保険料賦課は「無効」
となる。



不当利得と返還義務

無効な期間について納入された保険料は、
民法上の「不当利得」に該当。
市町村に【返還義務】が発生する。



最重要：時効の起算日はいつか？

返還義務に係る時効のスタート（起算日）

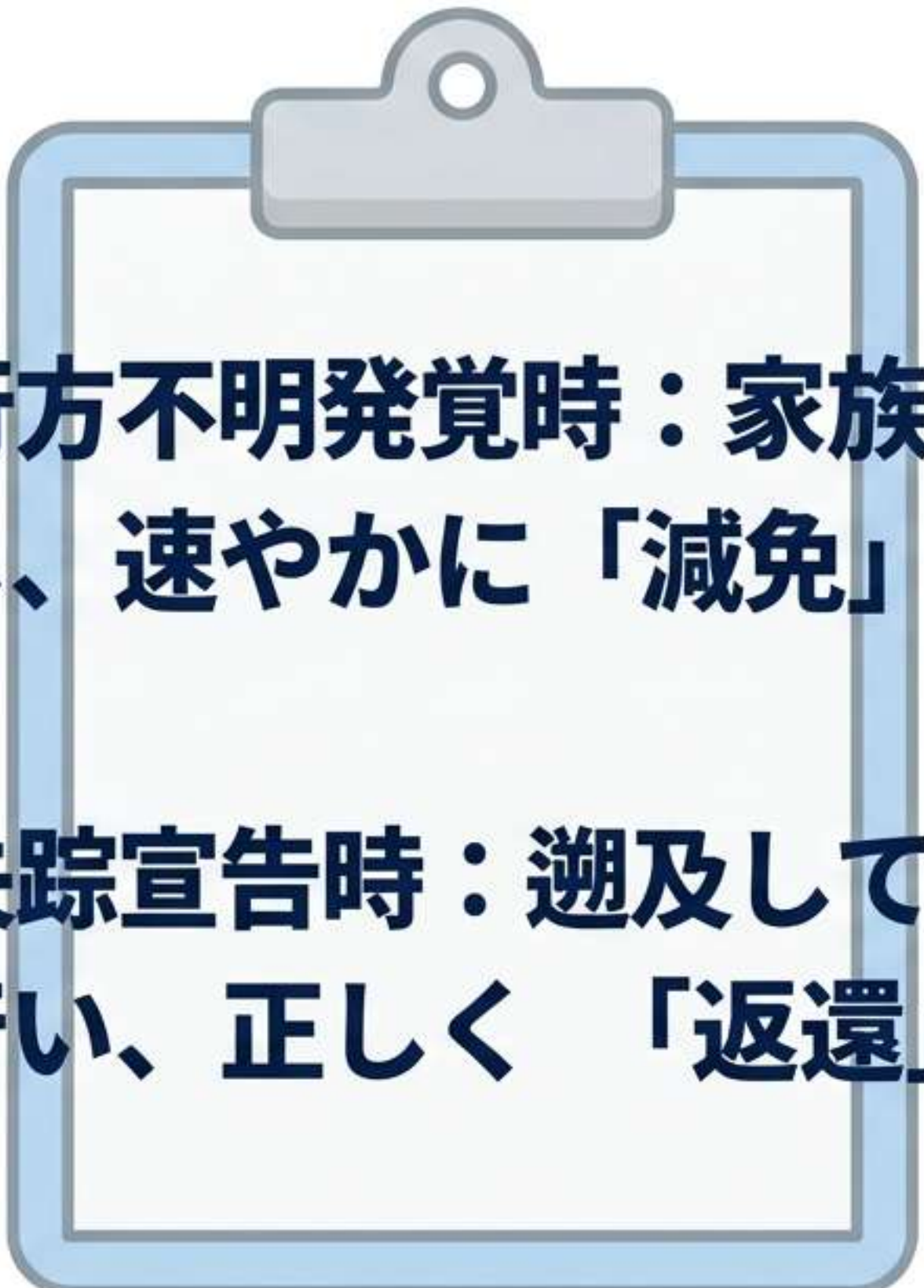
死亡したとみなされる日



失踪宣告が
【確定した日】



実務担当者へのまとめ

- 
- ✓ 1. 行方不明発覚時：家族の負担を考慮し、速やかに「減免」を検討する。
 - ✓ 2. 失踪宣告時：遡及して資格喪失処理を行い、正しく「返還」を行う。

適切な運用に向けたご協力をお願いいたします

※本資料は市町村内の関係部署（住民基本台帳担当課等）で共有してください。

